

消防団相互応援協定及び同覚書の締結及び施行について

1. 締結日及び施行日・・・平成 28 年 4 月 26 日

平成 28 年 2 月 18 日厚生消防常任委員会にて報告していました「消防団相互応援協定及び同覚書」が平成 28 年 4 月 26 日、該当 17 消防団長による「覚書」への調印式を以って締結され、同日より施行となりました。

2. 締結消防団・・・17 消防団

札幌 10 消防団(中央、北、東、白石、厚別、豊平、清田、南、西、手稲)
江別市消防団、千歳市消防団、恵庭市消防団、北広島市消防団
石狩消防団、当別消防団、新篠津消防団

3. 概要

大規模災害発生

○他市町村で、大規模地震や局地的な大雨による土砂災害、風水害など、大規模災害により甚大な被害が発生

発災地からの応援要請

常備消防のみの広域応援では災害に対応できない

○他市町村から応援要請がされる。
○応援の要請は、市町村長の間で行い、原則、隣接する市町村に要請するものとする。

消防団の派遣

○応援の要請を受けた市町村は、地元の被災状況や常備・非常備を含めた消防力を勘案したうえで、消防団派遣の可否を決定する。

○市内の各消防団から団員の参集を行う。
○派遣に係る経費は、原則、応援側が負担するが、現地調達（燃料、消耗品、修理費等）を除く。

発災地での災害対応

○応援に行った消防団は、発災地消防団の指揮下に入り、主に捜索・救助など、消防団の要員動員力を活かした活動にあたる。

○原則、日帰り（日の出～日没）対応